

平成 18 年 8 月 4 日

各 位

会 社 名 スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社
代表者名 代表取締役最高経営責任者（CEO）兼
最高執行責任者（COO）
マリア・メルセデス・エム・コラーレス
（コード番号 2712 大証ヘラクレスS）
問合せ先 管理本部長 宮本 晃
（TEL 03-5412-7481）

有価証券報告書等の訂正について

当社は平成 18 年 8 月 4 日付で、下記の通り有価証券報告書および営業報告書を訂正するとともに、有価証券報告書の訂正報告書を関東財務局に提出いたしましたのでお知らせいたします。

記

1．訂正する有価証券報告書および営業報告書

第 11 期（自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 3 月 31 日）有価証券報告書
第 11 期（自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 3 月 31 日）営業報告書

2．訂正箇所および内容

以下の箇所につき、新株引受権の目的となる株式の数を訂正いたしました。なお、詳細につきましては別紙をご参照下さい。

第 11 期 有価証券報告書

第一部【企業情報】

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権の状況

（平成 13 年 2 月 28 日臨時株主総会決議）

第 11 期 営業報告書

・会社の概況（平成 18 年 3 月 31 日現在）

5．新株予約権の状況

- (1)現に発行している新株予約権
旧商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権
平成 13 年 2 月 28 日臨時株主総会決議

注記事項

(貸借対照表注記)

- 3 . 旧商法第 280 条ノ 19 の規定による新株引受権 (ストックオプション)
平成 13 年 2 月 28 日臨時株主総会決議に基づくもの

以上

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成18年6月28日に提出いたしました第11期（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）の有価証券報告書の記載事項のうち一部について訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(2) 新株予約権等の状況

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で表示しております。

第一部【企業情報】**第4【提出会社の状況】****1【株式等の状況】**

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の状況

(平成13年2月28日臨時株主総会決議)

(訂正前)

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	5,767	5,719
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,500	同左
新株予約権の行使期間	平成15年3月1日から 平成23年2月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本 組入額(円)	発行価格 6,500 資本組入額 3,250	同左
新株予約権の行使の条件	新株引受権を付与された者 は、権利行使時においても当社 の取締役又は使用人の地位で あることを要する。 また、原則として、行使期間	同左

	<p>中に取締役又は使用人の地位を喪失した場合でも地位喪失時の属する月の末日より3ヶ月以内において権利行使することができる。</p> <p>さらに、新株引受権を付与された者が行使期間中に死亡した場合には、相続人は死亡時より6ヶ月以内に限り権利行使することができる。</p> <p>その他の条件については、当社と付与対象取締役及び使用人との間で締結する新株引受権付与契約に定める。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、担保権の設定は行うことができない。	同左

(訂正後)

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	5,770	5,719
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,500	同左
新株予約権の行使期間	平成15年3月1日から 平成23年2月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,500 資本組入額 3,250	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株引受権を付与された者は、権利行使時においても当社の取締役又は使用人の地位であることを要する。</p> <p>また、原則として、行使期間中に取締役又は使用人の地位を喪失した場合でも地位喪失時の属する月の末日より3ヶ月以内において権利行使することができる。</p> <p>さらに、新株引受権を付与された者が行使期間中に死亡した場合には、相続人は死亡時より6ヶ月以内に限り権利行使</p>	同左

	<p>することができる。</p> <p>その他の条件については、当社と付与対象取締役及び使用人との間で締結する新株引受権付与契約に定める。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、担保権の設定は行うことができない。	同左

【営業報告書の訂正箇所】

訂正箇所は__線で表示しております。

. 会社の概況（平成 18 年 3 月 31 日現在）

5 . 新株予約権の状況

(1)現に発行している新株予約権

旧商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権

平成 13 年 2 月 28 日臨時株主総会決議

(訂正前)

目的となる株式の種類及び数	普通株式	5,767 株
権利行使時の 1 株当たり払込金額		6,500 円

(訂正後)

目的となる株式の種類及び数	普通株式	5,770 株
権利行使時の 1 株当たり払込金額		6,500 円

注記事項

(貸借対照表注記)

3 . 旧商法第 280 条ノ 19 の規定による新株引受権（ストックオプション）

(訂正前)

平成 13 年 2 月 28 日臨時株主総会決議に基づくもの

目的となる株式の種類及び数 普通株式 5,767 株

権利行使時の 1 株当たり払込金額 6,500 円

(訂正後)

平成 13 年 2 月 28 日臨時株主総会決議に基づくもの

目的となる株式の種類及び数 普通株式 5,770 株

権利行使時の 1 株当たり払込金額 6,500 円